

新 育 第 112 号
令和5年5月19日

特定子ども・子育て支援提供施設長 様

新潟市こども未来部保育課
(運営 (給付) グループ)

令和5年度 子育てのための施設等利用費の請求期限等について (お知らせ)

日ごろ、本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
今年度の子育てのための施設等利用費の請求期限及び支給日について、下記のとおりお知らせいたします。

各施設におかれましては、利用者への周知とともに、幼稚園・認定こども園・認可外施設の在園児については、請求書の取りまとめをお願いいたします。

記

1 請求書提出期限等スケジュール

請求対象月 (利用月)	市への請求書提出期限 (原則、利用月の翌々月5日まで)	支 給 日 (提出月の翌月15日)
令和5年 4月分	令和5年 6月 5日 (月)	令和5年 7月18日 (火)
令和5年 5月分	令和5年 7月 5日 (水)	令和5年 8月15日 (火)
令和5年 6月分	令和5年 8月 7日 (月)	令和5年 9月15日 (金)
令和5年 7月分	令和5年 9月 5日 (火)	令和5年10月16日 (月)
令和5年 8月分	令和5年10月 5日 (木)	令和5年11月15日 (水)
令和5年 9月分	令和5年11月 6日 (月)	令和5年12月15日 (金)
令和5年10月分	令和5年12月 5日 (火)	令和6年 1月15日 (月)
令和5年11月分	令和6年 1月 5日 (金)	令和6年 2月15日 (木)
令和5年12月分	令和6年 2月 5日 (月)	令和6年 3月15日 (金)
令和6年 1月分	令和6年 3月 5日 (火)	令和6年 4月15日 (月)
令和6年 2月分	令和6年 4月 5日 (金) (※請求書の日付は3月末日を記入)	令和6年 5月15日 (水)
令和6年 3月分	令和6年 5月 7日 (火)	令和6年 6月17日 (月)

- ・請求書の提出日は、利用月の翌々月5日までです。
- ・支給日は、提出月の翌月15日です。銀行が休日の場合は、翌営業日に支給します。

2 留意事項

(1) スケジュールについて

- ・毎月の提出期限日までに請求書が提出された場合は、提出月の翌月15日に支給いたします。(ただし支給日が銀行の休日の場合、翌営業日に支給します。)
- ・利用月に対する請求書の提出期限を過ぎた場合は、次回の支給日の振込になります。

(通常支払の例) 令和5年7月利用分の請求書を9月5日までに市に提出した場合
→10月16日の支給となります。

(期限を過ぎた例) 令和5年7月利用分の請求書を9月15日に市に提出した場合
→提出日以降の提出期限日が採用され11月15日の支給となります。

- ・請求書は、原則として毎月ご提出をお願いします。
- ・請求書の提出が期限を過ぎた場合は、複数月分をまとめて請求し、本来のスケジュールに沿うようにご提出ください。
- ・令和6年4月5日(水)提出期限の請求書については、令和6年3月31日以前の日付を請求日としてください。

(2) 請求書の取りまとめ等について

- ・幼稚園及び認定こども園においては、「在園児の預かり保育」の請求書取りまとめをお願いします。
- ・認可外保育施設においては、「定期利用児の施設利用費(他施設の預かり保育等を含む)」の請求書取りまとめをお願いします。
- ・「非在園児の一時預かり事業」については、保護者が直接区役所へ請求書を提出することとなりますが、非課税世帯については施設から請求(法定代理受領)していただく場合があります。

【問い合わせ先】

新潟市こども未来部保育課 分室

電話：025-223-7373

Mail：hoiku-center@city.niigata.lg.jp